

No	Q	対象		区分						A
		建築主等	近隣住民	制度全般	標識	説明(説明会)	説明(戸別)	報告	工事中 工事後	
1	説明会を開催した場合、周知状況報告書については、議事録を添付してもよいか。	○						○		周知状況報告書の第一面を表紙として、第二面については、必要事項が漏れなく記載され、また意見や質問に対する回答内容が明確に表記されているものであれば、議事録を第二面に替えて提出しても差し支えありません。
2	説明会と戸別説明の両方を行い近隣住民に周知したが、周知状況報告書は、まとめて提出してよいか。	○					○	○		特定中高層建築物の建築計画において説明会を開催した場合は、説明会における参加者の意見(※)を早急に集約する必要があることから、説明会を開催した日からおおむね7日以内に提出してください。また、戸別説明については最後の訪問日からおおむね14日以内に提出してください。 なお、中高層建築物等の建築計画においては、この限りではありませんので、まとめて提出して構いません。 ※特に景観形成に関わる意見は、景観審議会に提供する必要があります。
3	周知状況報告書を提出した後に、近隣住民等から説明を求められ再度戸別説明を行った場合は報告が必要か。	○						○		周知状況報告書の提出が必要となります。説明をした都度、市に報告をしてください。
4	周知状況報告書を提出した際に、その旨を証する書面が交付される日数はどの程度か。	○						○		周知状況報告書を受領後、記載内容や添付図書に不備がないことを確認の上受理とし、その旨を証する書面を交付します。交付に係る事務の日数の日数は、条例等に規定していませんが、受領後5日以内を想定しています。記載内容や添付図書に不備や不足があった場合は、受理できませんので注意をお願いします。また、建築確認申請を急ぐ場合は、その旨をお伝えください。 なお、この書面の交付については、条例で規定するお知らせ看板の設置や近隣住民等への説明など、建築主等の義務が確実に履行されるよう担保するものであり、昨今建築主等の不適切な事案が相次いで発生していることを受けて対応するものであることを理解願います。